国際金融センターとしての地位低下を懸念するニューヨーク

関 雄太

要 約

- 1. 2007 年 1 月 22 日に発表された「ニューヨークと米国のグローバル金融サービスにおけるリーダーシップを維持するために」(ブルームバーグ・シューマー報告書)は、ニューヨークの国際金融センターとしての地位の維持を目指して策定された政策提言である。
- 2. 具体的な提言には、証券関連の訴訟制度の改革、金融サービス規制に関する 共通ビジョンと原則の確立、外国人就労者のビザに関する規制緩和、金融 サービス業のチャーター(免許体系)の現代化などが盛り込まれている。
- 3. ブルームバーグ・シューマー報告書は、「資本市場規制に関する委員会」の中間報告に続いて、米国の金融サービス業の競争力や規制上の課題に焦点をあてた提言として注目される。また、欧州、ロンドンの国際金融センターとしての地位向上を意識している点などが特徴といえる。

2007年1月22日、ニューヨーク州選出のチャールズ・シューマー上院議員(民主党)とマイケル・ブルームバーグニューヨーク市長が「ニューヨークと米国のグローバル金融サービスにおけるリーダーシップを維持するために Sustaining New York's and the US's Global Financial Services Leadership」と題した調査報告書を発表した¹。この「ブルームバーグ・シューマー報告書」は、ブルームバーグ市長とシューマー議員が、ニューヨークの国際金融センターとしての地位の維持を目指して、市の経済開発公社(Economic Development Corporation)を通じ、コンサルティング会社のマッキンゼー&カンパニーに委嘱していた調査の報告書である。

22日の記者会見では、1月1日に就任したばかりのエリオット・スピッツァーニューヨーク州知事も同席し、市長、上院議員とともに、ニューヨークが世界の金融の中心都市

の座から滑り落ち、リージョナル・センターになってしまう危機に瀕していると強い調子で訴えた。2006 年 11 月 30 日に発表された、超党派の識者による「資本市場規制に関する委員会」(ハバード・ソーントン委員会)の中間報告も、第一章で競争力に関する分析を掲げたが、米国の政界・メディアにおいて急速に表面化しつつある、資本市場の国際競争力低下への懸念を反映した政策提言といえよう²。

134 ページにわたる報告書の構成は、下記のようになっている。

第一章:グローバル金融サービスのリーダー シップ〜米国の優先事項

第二章:米国とニューヨークの金融サービス の卓越した地位を脅かす外部の力

第三章:政策担当者が影響力を及ぼせる国内 の競争力要因

第四章:米国とニューヨークのグローバル金

融サービスのリーダーシップを維持するための提言

報告書の多くの部分が、ニューヨーク市・州の問題ではなく、どちらかというと米国の金融・資本市場全体の課題の分析・整理に割かれている。また、調査手法では、50人以上の金融機関 CEO や財界リーダーに対する個人インタビュー、30人以上の CEO に対する記入式サーベイ、275人の欧米金融サービス業の経営幹部に対するオンライン・サーベイなど、各種のアンケート・インタビュー調査を中心においたことが特徴的である。

I. ブルームバーグ・シューマー報告書の 内容

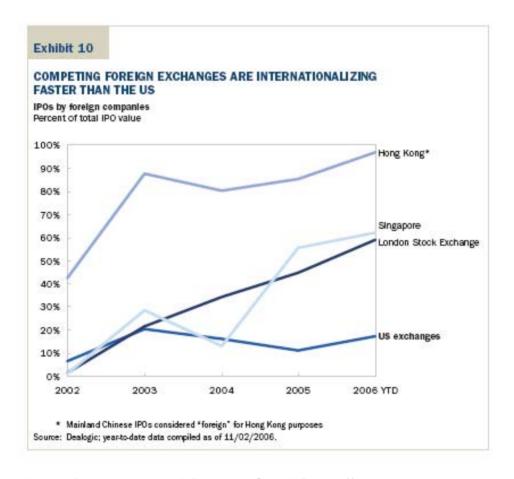
第一章でまず強調されるのは、米国は、金 融資産(株式+債券+ローン+預金で定義) のストックでは依然として世界で最大の市場 だが、成長性で見劣りがするという点である。 2001~2005 年の金融ストックの年平均増加 率を見てみると、アジア(日本を除く)の 15.5% が最も高く、次に英国 8.4%、日本 7.5%、ユーロ域 6.8%と続き、米国は 6.5%に とどまる。やや興味深いのは、金融ストック の伸びを支えているのが、米国では民間セク ターの債券であるのに対し、アジアや日本で は株式への依存度が非常に高いことで、構造 が異なっている。報告書は、この点をとらえ 米国の金融市場は他地域に比べ成熟しており、 多様で洗練されていると指摘している。また、 時価総額でみた世界のトップ金融機関の多く が米国に本社を有している点も、ストック面 でみた米国の地位が依然として高いことを示 す証左としてあげられる。GDP の 8% (ニューヨーク市の総生産の 15%)、雇用 の 19 人に1人 (ニューヨークでは9人に1 人)を占める金融サービス業が米国経済でき わめて重要な産業セクターと強調されている のは、ハバード・ソーントン委員会報告書の

論旨と同様である。

第二章では、新規公開 (IPO) 先としての 市場の比較分析に多くの紙面を割いている。 IPO に関心を寄せる点もハバード・ソーント ン委員会と同じである。ただし、ブルーム バーグ・シューマー報告書は、IPO 市場ある いは株式引受手数料だけが金融センターとし ての競争力の指標ではないとする。IPO 引受 手数料は多くの投資銀行の収益でわずかな比 率しか占めていないし、IPO 件数の減少は問 題だとしても、IPO のサイズ (調達額) が大 きくないのは、米国の発行市場において中 堅・新興企業の位置づけが大きいからで、欧 州・アジア市場において民営化案件などを通 じて大型 IPO が続々と出ているからと言っ て、米国市場の競争力が落ちているとまでは 言えないからである³。

しかし、その一方で、本報告書は、米国市 場の上場先としての魅力が低下していること を見過ごすべきではないとする。IPO の後に 生まれる証券ビジネス(セカンダリー取引、 増資、デリバティブ)の大きさを考えれば、 IPO の重要性は明らかであるし、他の条件が 一緒なら、発行体は最も活気のある (Vibrant) 市場を上場先に選定するであろ うから、IPO に注目するには理由があるとい うわけである。そして本報告書は、比較的最 近まで、世界で最も深みがあり流動性が高い 市場で調達したいと考える非米国企業にとっ て必要不可欠な存在だったニューヨーク市場 に対する見方は、変わってきたとする。例え ば、香港、シンガポール、ロンドンのすべて で、近年本国企業以外の企業による IPO の シェアが高まり、ニューヨークと格差がつい てきたというのが一例である(図表1)。

また、ロンドン証券取引所の AIM (オルタナティブ・インベストメント・マーケット)が、欧州を中心に世界の新興企業から注目を集め、米国企業にとっての「オルタナティブ」にすらなりえる状況となってきてい



図表 1 国際化が進む競合取引所(年間 IPO 総額に占める外国企業 IPO の割合)

(注) 香港証取の項で、中国企業の IPO は「外国企業」に計算される。

(出所) ブルームバーグ・シューマー報告書より抜粋

る。AIM が中小の新興企業に人気を集めている理由には、時価総額などの上場基準が緩いこと、上場費用の安さ、指定証券会社(Nomad: Nominated Advisor)によるリサーチとマーケットメイクのサポートなどがあげられる。その一方で、本報告書は、AIM の上場廃止数が多いことや、多くの AIM 銘柄の流動性が低いことも指摘している4。

また第二章では、デリバティブとデットファイナンスにおける米・欧の位置づけの変化にも着目している。まず、報告書は、成長スピードが速く、金融イノベーションを牽引するデリバティブ市場のセンターとなることが、国際金融センターの条件として重要性が高まっていると指摘する。欧州、中でもロン

ドンは、伝統的にデリバティブ取引の中心地である。欧州は、為替・金利・株式・ファンドのデリバティブ関連の収益で米国をリードし、米国はわずかにコモディティ・デリバティブ関連収益で欧州をしのいでいる程度である。

一方、デットファイナンスについては、成熟した産業と企業金融、厚い投資家層、商業銀行・投資銀行の法人顧客ネットワークなどから、ニューヨークが依然として世界をリードするセンターである。現在のデットファイナンスの重要な潮流として、①信用格付けの低いレバレッジド・レンディングと②証券化があげられる。米国は両方の分野の発行市場で主導権をとっているが、欧州でもこの2大

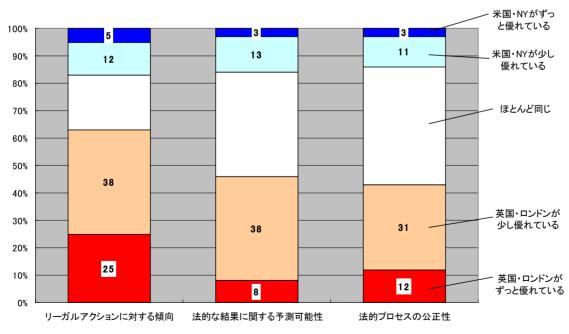
潮流が顕在化しつつあり、成長市場となっている。

第三章では、金融業界の経営幹部たちに対 して実施したオンライン・サーベイ(シニ ア・エグゼクティブ・サーベイ)を活用して、 ニューヨークとロンドンをさまざまな視点か ら比較評価している。結論のひとつは、サー ベイにおいて、競争力の観点で最重要要因と された 4 項目(専門職の確保、公正で予測可 能な法体系、政府・規制当局のビジネスニー ズへの対応、規制環境)の中で、ニューヨー クがロンドンより高い評価を得たのが専門職 の確保だけであったことである5。本報告書 は、この点を捉えて、全体的な魅力度やコス トなどではニューヨークが依然としてロンド ンの評価を上回るものの、ロンドンにモメン タムがあるとする。また、トップクラスの投 資銀行がロンドンに人材を異動させているこ とや、H-1B ビザ (米国企業が大卒以上の外 国人を一定期間雇用できるビザ)に「キャッ プ・ギャップ」(ビザ期間の上限)が設定さ れていることによる不便を指摘し、ニュー

ョークが、人材確保の面でも、EU 市民の就 労をかなり自由に認めているロンドンに追い 上げられているとしている。

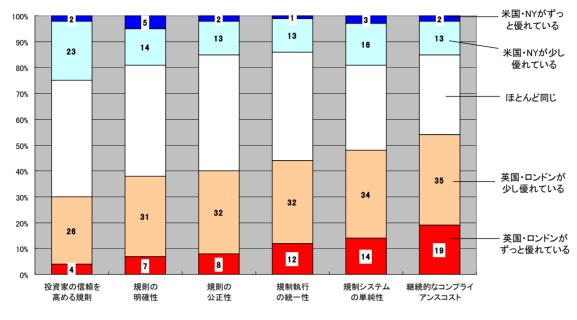
また、法規制環境の評価においては、ロンドンの優位性が、かなり顕著な形で示される(図表 2、図表 3)。特に問題視されているのは、リーガルアクション、継続的なコンプライアンスコスト、規制システムの構造などの点である。報告書では、米国においてクラスアクション訴訟が増大し和解金も高騰していること、米国の金融監督体制が複雑になっていること、対する英国の FSA の体制と原則ベース・アプローチはわかりやすいと評価されていることなどを指摘する。

さらに、報告書では、米国の金融サービス業の競争力を傷つける可能性がある法規制面での動きとして、サーベンス・オックスレー法(SOX)、バーゼル II 自己資本規制(大手商業銀行の幹部の多くが自分たちの競争力にネガティブな効果があると指摘)、国際会計基準(IFRS)と米国 GAAP (FASB はまだIASB と調整中だが、ビジネスリーダーは外



図表 2 ビジネスに適した法的環境の評価

(出所) ブルームバーグ・シューマー報告書より野村資本市場研究所作成



図表3 ビジネスに適した規制環境の評価

(出所) ブルームバーグ・シューマー報告書より野村資本市場研究所作成

国企業に IFRS の使用を認めても構わないと 考えている) をあげている。

Ⅱ. 国家委員会の設立や金融サービス特区 構想を盛り込んだ提言

第四章には、提言が米国レベルとニュー ヨークレベルに分けて整理されている。まず 前半では、米国として取り組むべき施策が 「短期」「長期」「競争レベルの調整」の 3 カテゴリーに分けて示されている。

短期の国家課題としてあげられたのは、① SOX の施行に関する明確なガイダンスの提供、②証券関連の法訴訟制度の改革、③金融サービスに関する共通ビジョンの策定と規制の原則の確立である。どれも、ハバード・ソーントン委員会においても強調されていた提言である。ブルームバーグ・シューマー報告書は、③において、原則ベース・アプローチと規制当局間の調整・統合性の重要性を訴えているが、米国の規制当局が原則を持っていないとまでは言わないものの、規制機関によってバラバラであることが問題とする。そ

して、財務長官が議長を務める大統領金融市場作業部会 (PWG: Presidential Working Group on Financial Markets)が、金融市場の規制の方向性、金融機関に対するガイダンスの提供においてもっとリーダーシップを発揮すべきとしていることから、PWGの今後の役割強化を推奨しているようにも読める。

競争レベルの調整に関しては、④外国人就 労者のビザに関する規制緩和、⑤IFRS の認 定と会計・監査基準の統合、⑥バーゼル II 導入における国内銀行への配慮が提言される。 これらは、ハバード・ソーントン委員会では 見られなかった提言である。④は移民法に関 わる施策で、今回の報告書の中ではややユニークな提言ともいえるが、ブルームバーグ 市長やシューマー上院議員も記者会見の際に 「世界中で最も有能な人材をニューヨークに 結集すべき」と強調しており、本報告書が、 人材という側面から国際金融センター像を描 いていることがよくわかる。

長期の国家課題としてあげられたのは、⑦ 金融市場の競争力に関する国家委員会の設立、 ⑧金融サービス業のチャーター(免許体系) の現代化である。⑦については、議会が創設する国家委員会が、③の一貫性の確保、資本の流れ・税制・移民法のような金融サービスの競争力向上に関わる政策を総合的に検討し、また規制機関の統合も視野に入れた法・執行制度の改革を提言すべきとする。⑧では、具体的には、米国議会がグラム・リーチ・ブライリー法(1999 年)を除いては過去数十年間、金融機関のチャーターを見直していないことを指摘し、特に連邦レベルのチャーターが確立していない保険業など、国際競争力の観点から総合的に見直すことを提唱している。

本報告書では、最後に、ニューヨーク市・ 州が取り組むべき施策が提言される。具体的 には、金融サービスの競争力に焦点をあてた 官民セクターのジョイントベンチャーを創設 せよというのが骨子である。そして、ジョイ ントベンチャーが取り組むべき活動には、金 融機関の誘致、教育研究機関の強化などを通 じた先端グローバル金融センターの設立、金 融センターとしてのプロモーションなどがあ げられる。さらに、注目されるのは、この ジョイントベンチャーが、国際金融サービス 特区 (Special International Financial Services Zone) の創設を検討すべきであると提唱し たことである。金融サービス業においては、 依然として集積による積極的な効果が認めら れるという立場をとる本報告書は、すでにい くつかの地区で市・州が進めている開発計画 において、金融サービス業の誘致や税などの 優遇措置を検討すべきではないかとしている。 さらに、財政・規制上の各種インセンティブ を統合して、再保険や OTC デリバティブな ど、多くがオフショア市場に脱出してしまっ た金融ビジネスを米国に再誘致するためのパ イロットプログラムあるいは国際バンキング 地区構想を選択肢として検討すべきとする6。

報告書は、上記のような課題が放置された場合、米国の金融市場の成長性は欧州・アジアに劣後しつづけ、5年後の2011年までに

失う金融サービス業の収益は 150-300 億ドル に達するだろうとする。これは、雇用に換算すれば 3 万人~6 万人分の証券セクターの職業に相当し、関連産業セクターにも機会損失が波及するとしている。

Ⅲ. 今後の注目点

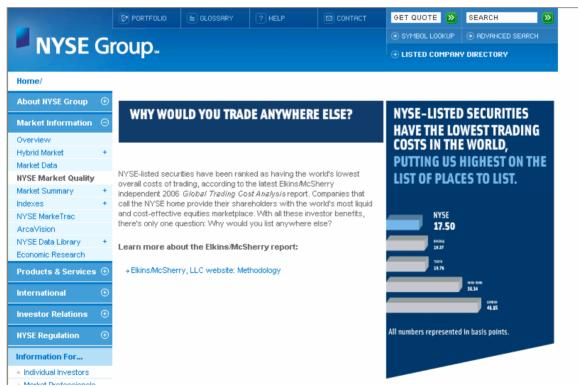
このように、ブルームバーグ・シューマー 報告書は、ニューヨークというよりも米国全 体の金融サービス業の課題に焦点をあててい る。その意味では、ハバード・ソーントン委 員会報告書に追随する政策提言と理解できる。 一方で、ハバード委員会が学界・法曹界を中 心とした識者たちによって執筆され、アカデ ミックな研究成果から制度論や政策論を展開 していたといえるのに対し、ブルームバーグ 報告書は経営コンサルティング会社が執筆し たこともあり、金融サービス業の現場に携わ る実務者のニーズや評価から経営戦略・競争 戦略を策定していくというアプローチの違い が見られる。当然、ブルームバーグ報告書は、 金融業界寄りの提言になっている可能性があ るが、証券業界のみならず銀行業界の立場な ども考慮した課題整理をしている点や、国家 委員会や市の官民ジョイントベンチャー創設 を提言した点は興味深いところである。

本報告書の政策提言については、例えば SOX の見直しについては既に SEC などが動き出しており、またクラスアクション訴訟制度の改革など民主党主導の議会では実現が難しい施策もあることから、どの程度、具体的な影響があるのかは不透明だが、ブルームバーグ市長は、上院銀行委員会のメンバーでもあるシューマー上院議員に実現へ向け行動してもらうとしている⁷。なお、金融特区構想については、今までのところメディア等からあまり注目されていないようである。

米国金融市場の競争力を論じた2つの報告 書で共通の特徴は、欧州、なかんずくロンド ンの国際金融センターとしての地位向上を意識していることである。一方で、アジアや日本、東京については、無視とまではいかなくても、一連の分析や議論でほとんど重要視されていないようにも見える。ちなみに、本報告書の執筆を担当したマッキンゼーは最近、ニューヨーク市委嘱の調査以外にも、グローバル資本市場に焦点をあてたレポートを立て続けに公表しているが、そこでも、中東やロシア・東欧の資本を集め、新興企業の上場先として存在感を高めている欧州・ロンドンの成長が顕著と指摘している8。

こうした分析に基づく米国サイドの危機感は、金融市場・金融サービス業が重要視されていることの表れとは言えるが、今や半ば感情的な反応も含まれているようにも見える。 ブルームバーグ・シューマー報告書の発表記 者会見における市長・上院議員・知事のコメントなどを聞いていると、あたかも、ロンドンがニューヨークの「仮想敵」として位置づけられているようでもある。他にも2月に入ってNYSEグループがウオール・ストリート・ジャーナル紙での全面広告やウェブサイトのトップ画面を活用してトレーディングコストの「比較広告」を展開しはじめたことなどは、ニューヨークの市場関係者の最近のムードを示したものと言えるかも知れない(図表4。これと同じグラフを新聞全面広告に記載した)。

いずれにせよ、自他共に認める世界の金融 センターであったニューヨークが、危機感を 持って金融資本市場あるいは金融サービス業 の国際競争力強化を議論し始めたこと、国家 戦略として何をすべきかを考えはじめたこと



図表 4 トレーディングコストに関する NYSE のプロモーション

(注) 右のグラフでは、Elkins/McSherry によるマーケットインパクトを含む総合トレーディングコスト (ベーシスポイント) の比較を示す。NYSE の 17.50bp に対し、ナスダック 19.37bp、東証 19.76bp、香港 36.34bp、ロンドン 46.85bp となっている。

(出所) NYSE グループウェブサイト

は、国際金融センター構想に関する議論が活発化している日本の市場関係者にも大きな示唆を与えるのではないかと思われる⁹。

参考資料: ブルームバーグ・シューマー 報告書の提言内容(要旨)

1. 国家の課題

重大な短期国家優先事項:

- 提言 1: サーベンス・オックスレー法導 入に関する明確なガイダンスの提供
- ・ SEC と PCAOB は、事業会社や公認会計事務所と協議の上、SOX404 条の導入ガイドラインの改正を実行すべきである。 改正案導入後は、トップダウン、リスクベース、重大事項フォーカスの内部統制監査の実践に向けガイダンスを示すべきである。
- ・ ガイドラインの改正を通じた、コンプライアンス負担の軽減度合いに応じて、SEC は小規模企業に SOX の厳格な規制の適用を免除される (Opt out) 機会を与え、本国で同様の規則を遵守している外国企業に対しても SOX の一部適用免除を検討すべきである。

■ 提言 2:証券訴訟改革の実現

- ・ SEC は、1934 年証券取引法 36 条に定められた上場企業を過剰な規制から免除する権限のような広範な権限を活用すべきである。これによって、例えば、外国企業の証券関連の訴訟賠償責任を米国市場へのエクスポージャーの度合いに応じて制限する、監査法人の損害賠償に上限を適用する、小規模な上場企業が SOX の一部適用免除を選ぶことを認める、などの施策を検討すべきである。
- ・ SEC は、上場企業と投資家の間の証券 関連紛争の解決手段として、仲裁・調停 を推進すべきである。仲裁は企業の係争 コストを大幅に軽減すると同時に、投資

- 家も早期に損害を回収できる。
- ・ 立法・執行レベルの改革は、利害調整が 難しい。企業から賠償金を取る目的で起 こされる不当な訴訟を減らすよう努める 一方、正当な理由に基づく訴訟で原告が 適切な損害賠償を受ける能力が損なわれ てはならない。

■ 提言 3: 金融サービスに関する共通ビ ジョンに基づいた規制の原則を策定

- ・ 財務長官と金融市場大統領作業部会 (PWG)の主導で、金融規制各当局は、金融セクターのあり方について共通ビジョンを策定し、そのビジョンに基づいた共通の原則に従って規制、監督を行うべきである。
- こうした原則の前例として、英国 FSA の Good regulation に関する 6 原則と、これを補足する Institute of International Finance (IIF) の 7 原則がある。FSA と IIF は民間企業の経営陣の規制当局との 関わり方についても、原則を定めている。
- ・ 原則の詳細はともあれ、当局と金融機関が協力し、情報交換をオープンにすることによって、バランスが良く、一貫性があり、外国機関にとっても理解しやすい規制体系が実現すれば、米国のビジネスの場としての魅力が増すだろう。

競争の場(Playing field)の平衡化イニシア ティブ

- 提言 4:有能な外国人就労者に対する規制を緩和
- ・ 議会は、H-1B ビザ発行数上限の廃止、 学生ビザから H-1B ビザへの切換え待ち 期間の廃止、駐在人ビザの発行に関する 明確なガイドラインの設定などを、移民 法改革の一環として再検討すべきである。
- ・ 金融サービス業界の人材需給の不均衡が 解決されると同時に、他の洗練されたビ ジネスが誘致され、ニューヨークのグ

ローバルビジネスハブとしての地位が一 層高まる。

- 提言 5: IFRS を認識すると同時に会計、 監査基準の統合を推進する
- ・ SEC は、外国企業が国際財務報告基準 (IFRS) に沿って財務報告をすること を認めるべきである。一方で、PCAOB は、海外の監督機関と協力して、世界共 通の監査基準の設定に努めるべきである。
- 提言 6: バーゼル II の導入にあたり米国 の対外競争力が損なわれないようにする
- ・ バーゼル II 改正案の下で、米銀の対外 競争力が低下すること、外国銀行にとっ て米国市場の魅力が薄れることが懸念さ れる。規制当局は、バーゼル II の改正 案について銀行業界との話し合いを続け ると同時に、コストベネフィット分析、 競争面での影響に関する検討を行うべき である。

重要な長期優先事項

- 提言 7:長期的な構造上の問題の解決に 向け独立かつ超党派の国家委員会 (National Commission on Financial Market Competitiveness)を創設する
- ・ 議会は、2007 年前半にも米国の金融市場の健全性・競争力・リーダーシップ、及び米国経済に影響を与えるような長期的な構造上の問題について考察を行う国家委員会を結成すべきである。
- ・ この委員会は、米国で営業する内外の金融サービス機関の規制を単一機関に統合することを念頭に置いて、規制システムを議論すべきである。また、行政・司法、連邦・州に分かれた執行制度の改革、業界と当局との協調促進に関する政策提言を行うべきである。
- 提言 8: 金融サービス機関のチャーター (免許体系) を現代化する
- 規制当局と議会は、金融サービス業の

- チャーター、持株会社モデル、営業構造 (レギュレーション K) 等を見直し、必 要に応じて国際的な基準に合致するもの となるように改革すべきである。
- ・ 優先事項の一つとして、保険会社におけ る連邦免許の設立が挙げられる。

2. ニューヨークの取り組むべきアジェンダ

- 金融サービスの競争力向上に焦点を当て た官民ジョイントベンチャーの創設: ニューヨーク市長は Partnership for New York City を中心とするビジネスコミュ ニティと協力して、ビジネスの競争力、 消費者保護、幅広い経済成長、それぞれ の目的をバランス良く達成できるような ジョイントベンチャーを結成すべきであ る。
- 金融サービス機関の誘致・維持:市と州は、ジョイントベンチャーを通じて金融サービス機関の幹部らと業務拡張や移転について積極的に話し合うべきである。
- 世界水準の先端グローバルファイナンス 研究センター創設:ジョイントベン チャーは、金融サービス機関と地元の教 育機関と共に、デリバティブ・証券化な ど高成長分野におけるイノベーションに 必要とされる金融エンジニアリングのス キルを身につけさせるための修士プログ ラムを創設すべきである。
- 国際金融サービスゾーンの創設:官民 ジョイントベンチャーは、新たな金融特 別地区の設立を検討すべきである。税制 優遇措置をインセンティブとし、海外の 金融機関や新興企業を中心とする次世代 の金融サービス機関とそれをサポートす るビジネスを誘致する。また、再保険や デリバティブなどのビジネスを集結させ る特別地区など、より野心的な構想も検 討すべきである。
- 金融サービスセンターとしてプロフィー

ルを高めるための宣伝力強化:ジョイントベンチャーの CEO はフルタイムの地位とし、業界の経験が豊富な人材を市長が指名する。CEO は、金融サービス業界の大使の役割を果たす。またジョイントベンチャーは、ニューヨーク市・州政府と共に、隣接するニュージャージー州・コネチカット州との協力を通じ、地域全体に金融サービスセクターの競争力向上努力を広めることも重要である。

調査協力:ロザノ容子

報告書は http://www.nyc.gov/html/om/pdf/ny_report_ final.pdfで入手可能。 The McKinsey Quarterly, December 2006, Diana Farrell, Susan M. Lund, and Alexander N. Maasry "Mapping the global capital markets January 2007: Europe rising", Web exclusive, The McKinsey Quarterly, January 2007

9 淵田康之「再論・日本市場の競争力と国際金融センター構想」『資本市場クォータリー』2007 年 冬号参照。

² 関雄太・岩谷賢伸「米国資本市場の競争力低下と 規制改革を巡る議論〜資本市場規制に関する委員 会中間報告〜」『資本市場クォータリー』2007 年冬号参照。

³ とはいえ、10 億ドル以上の IPO 案件に占める米 国のシェアは 2001 年には 57%、02 年には 42%で あったが、05 年 6%、06 年 (11 月 2 日まで) 16% へと明確な低下傾向を示している (Dealogic によ る)。

⁴ NYSE のジョン・セイン CEO も世界経済フォーラムダボス会議で AIM 上場企業の質の低さを批判した。これに反応したのか、ロンドン証取のクララ・ファース CEO は、1 月 30 日のウオール・ストリート・ジャーナル紙にコラムを掲載し、AIM の実績をアピールしている。 "NYSE chief says Aim must raise standards", "Thain accused of 'Sour Grapes'", Financial Times, 1/27/2007, Clara Furse "Taking AIM at Small Caps", Wall Street Journal, 1/30/2007 など参照。

⁵ 次に重要とされた 6 項目については、ニューヨー クは 4 項目 (市場の流動性、交通インフラ、安全 保障、技術職・管理職の確保) でロンドンの評価 をわずかに上回り、残り 2 項目 (法人税、合理的 な報酬体系) で下回った。

[・]マンハッタン島の南、ニューヨーク湾にあるガバナーズ島(かつては軍の施設があった)を候補地のひとつとしている。

⁷ なお、Joseph Grundfest, "The Class-Action Market", Wall Street Journal, 2/7/2007 は、2006 年のクラス アクション訴訟による賠償金が 2940 億ドルと 1996 年から 2005 年の平均である 6830 億ドル (ピークは 2002 年の 2.07 兆ドル) に比べ、大き く減少したと指摘している。

Mark Boehme and Matthieu Lemerle "Top trends in the global capital markets business", Web exclusive,